

令和3年4月1日 現在
 人口: 240,344人
 世帯数: 111,576世帯
 面積: 27.09km²



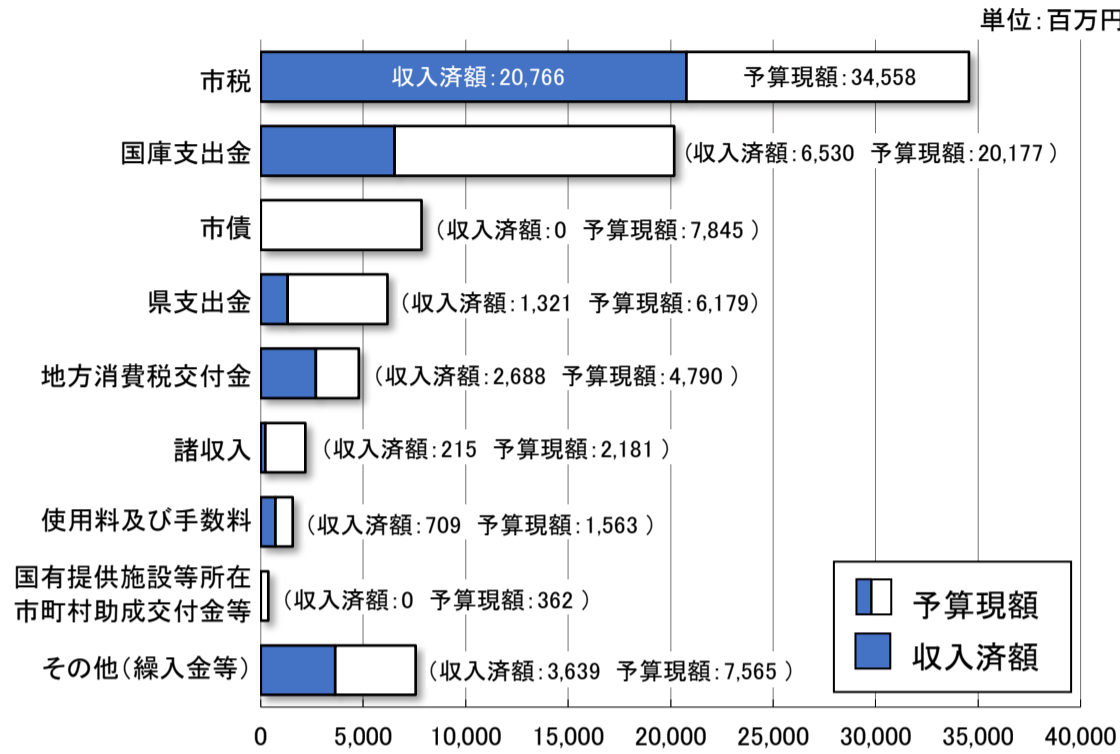
大和市の財政状況

地方自治法第243条の3第1項及び大和市財政状況の作成および公表に関する条例の定めるところにより、財政状況を次のとおり公表します。
 令和3年12月1日 大和市長 大木 哲

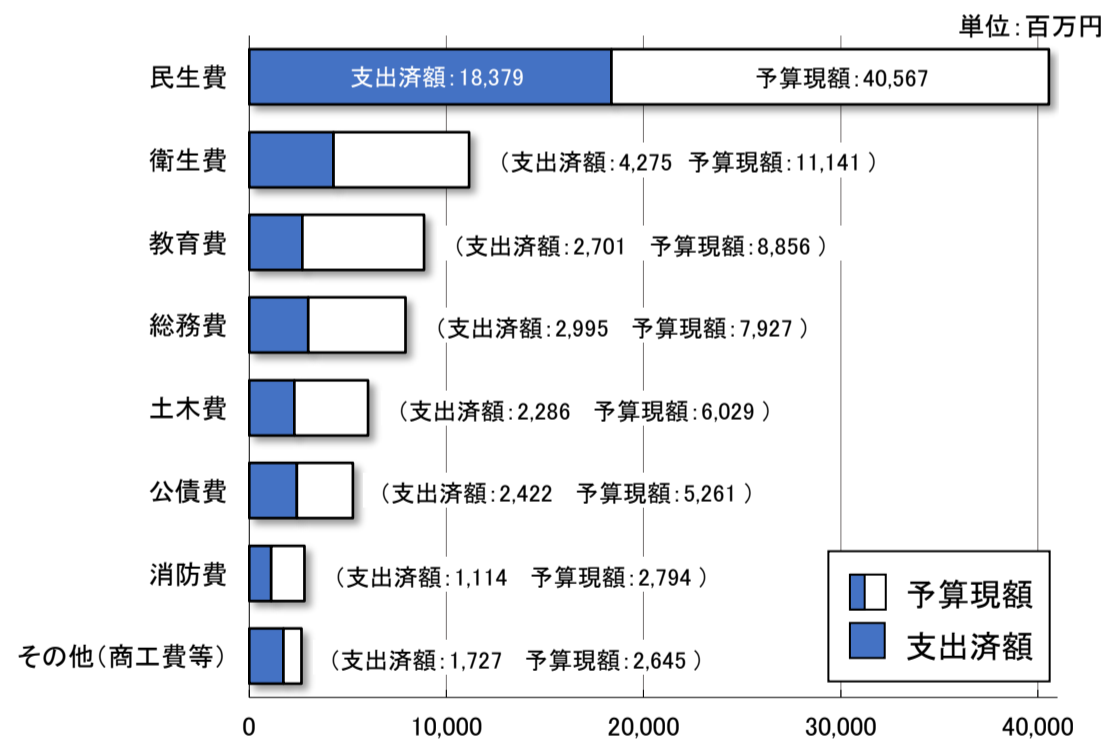
(令和3年12月1日作成)

令和3年度上期 財政状況 (令和3年9月30日時点)

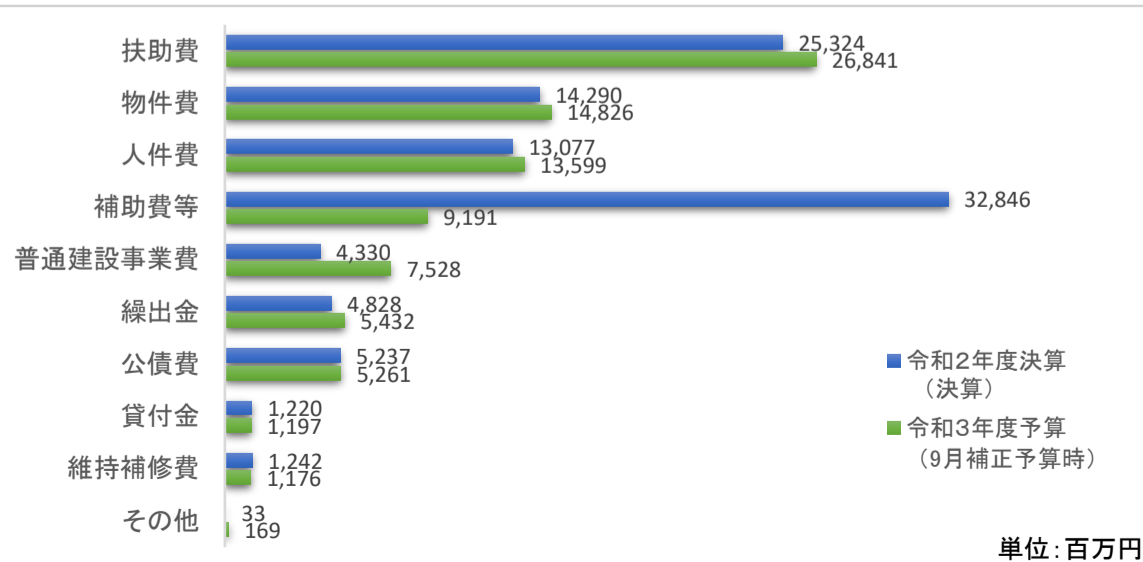
一般会計歳入予算 852億2千万円 (収入済額358億6千8百万円)



一般会計歳出予算 852億2千万円 (支出済額358億9千9百万円)



一般会計の性質別歳出



特別会計・企業会計の予算状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	21,596 百万円	21,596 百万円
介護保険事業	17,609 百万円	17,609 百万円
後期高齢者医療事業	3,175 百万円	3,175 百万円
病院事業 (企業会計)	12,320 百万円	12,842 百万円
下水道事業 (企業会計)	7,126 百万円	6,616 百万円
合計	63,856 百万円	65,959 百万円

市有財産現在高

市有財産	令和3年9月末	令和2年度末
土地	185,714 百万円	184,279 百万円
建物	36,072 百万円	37,916 百万円
基金	14,758 百万円	11,244 百万円
出資による権利	699 百万円	699 百万円
債権	207 百万円	241 百万円
有価証券	52 百万円	51 百万円
合計	237,502 百万円	234,430 百万円

市債現在高 (特別会計・企業会計含む)

借入先	令和3年9月末
政府資金	36,426 百万円
地方公共団体金融機構	24,819 百万円
その他	23,195 百万円
合計	84,440 百万円

一時借入金の現在高
 全会計(令和3年9月末) 0 百万円

性質別歳出を家計にたとえると

物件費・補助費等・・・光熱水費や保険料などの生活費
 扶助費・・・医療費や保育料など
 人件費・・・食費
 公債費・・・ローンの返済
 繰出金・・・子への仕送り
 普通建設事業費・・・家の建替や増築など
 貸付金・・・知人・友人への貸付

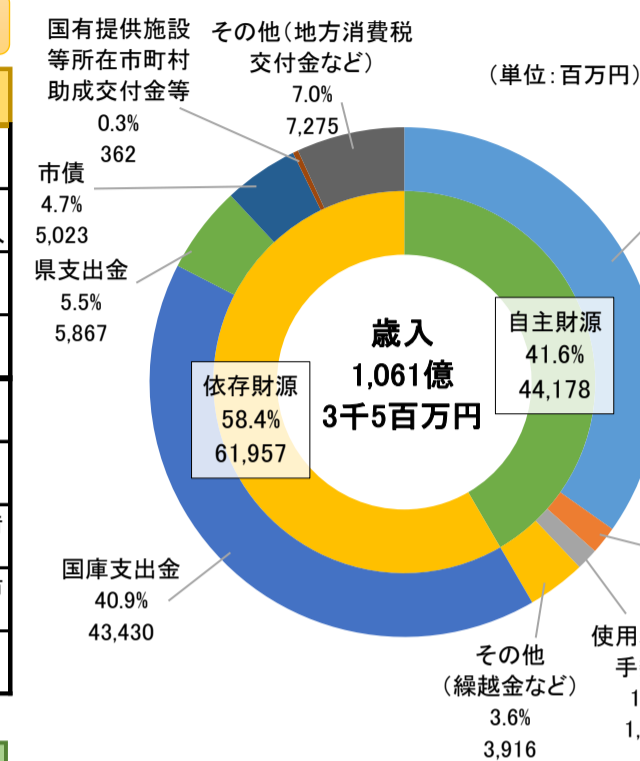
※表内の各数値は端数処理されているため、実際の数値と比べて若干の差が発生している場合があります。

令和2年度 決算

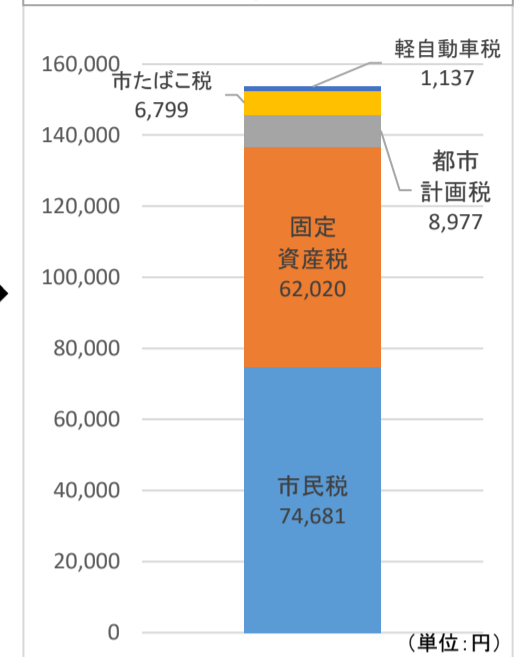
一般会計の状況

歳入 1,061億3千5百万円

自主財源	歳入
市税	34.8%
諸収入	1.8%
使用料及び手数料	1.4%
その他	3.6%
国庫支出金	40.9%
県支出金	5.5%
市債	4.7%
その他	0.3%

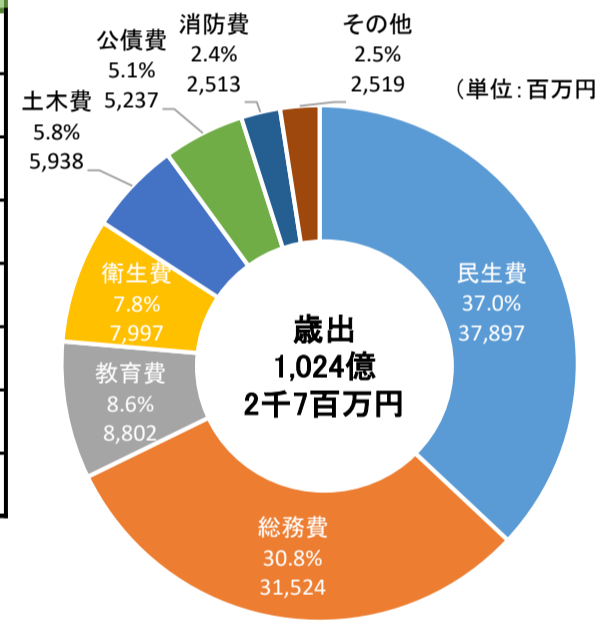


市民一人当たり市税負担額 153,614円



歳出 1,024億2千7百万円

民生費	歳出
社会・児童福祉など、社会生活を保障するために必要な経費	37.0%
道路や河川の整備、区画整理などの経費	30.8%
市役所を運営するための全般的な経費	8.6%
小・中学校、生涯学習などの教育関連経費	7.8%
予防注射やごみ処理など、健康で衛生的な生活のための経費	7.8%
市債の元金や利子の償還金	5.8%
生活の安全を守る消防活動費	5.1%
商工費、労働費、議会費、農林費、予備費、災害復旧費など	2.5%



特別会計・企業会計の状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	21,293 百万円	21,045 百万円
介護保険事業	16,487 百万円	16,097 百万円
後期高齢者医療事業	3,157 百万円	3,020 百万円
病院事業 (企業会計)	12,208 百万円	12,077 百万円
下水道事業 (企業会計)	7,097 百万円	6,461 百万円
合計	65,622 百万円	65,452 百万円

都市計画税の使途

使途	充当額(千円)
道路	91,812
公園	82,253
下水、ごみ処理	956,779
土地区画整理	1,026,674
合計	2,157,518

大和市財政の健全化指標 『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』

指標	説明	大和市の値 (☆印)	0%	早期健全化の対象となる基準ライン (財政状況のイエロカード)	財政再生の対象となる基準ライン (財政状況のレッドカード)
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	11.39%	20%
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	16.39%	30%
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	1.8% (基準未滿)	☆	25%	35%
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	39.2% (基準未滿)	☆	350%	

●早期健全化基準: ①~④の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政健全化計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
 ●財政再生基準: ①~③の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政再生計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。

指標	説明	大和市の値 (☆印)	0%	経営健全化の対象となる基準ライン
⑤資金不足比率(公営企業)	資金不足額の事業規模に対する比率	— (黒字のため非該当)	☆	20%

●経営健全化基準: 公営企業会計ごとに算定した資金不足率が基準以上となった場合、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
 ※本市における公営企業会計の対象は、下水道事業会計と病院事業会計です。

(☆印の位置が右へ行くほど財政状況は悪化傾向です)